

質疑・回答書

告示番号		46	件 名	平成27年度庄内下水処理場2系No.1・2汚水ポンプ設備更新工事
No	質疑事項			回 答
1	特記仕様書第2章第2節「汚水ポンプを1台ずつ更新するもの(同時施工は不可)とし、かつ施工は乾季(11月～5月)に行うものとする」との記載があります。 現地施工期間は、1台目据付平成27年11月～平成28年5月まで、及び2台目据付平成28年11月～平成29年2月28日までと解釈してよろしいでしょうか。			施工期間外にNo.1、2の2台が使用でき、かつ施工期間中にNo.1、2のどちらかが使用できれば可とします。
2	1台目据付と2台目据付期間において、別々の選任技術者の配置は可能でしょうか。			工事工程上一定の区切りと認められる場合変更を認めていますが、今回の工事は一定の区切りはないものと考えておりますので、同一の技術者の配置を予定してください。
3	雨季(平成28年6月～平成28年10月)の現場作業の無い期間の技術者は、非専任でよろしいでしょうか。			工事担当と協議のうえ、工事一時中止期間とした場合は、専任を要しない期間となります。この期間において兼務可能な他の建設工事は、専任を要さない建設工事です。
4	特記仕様書(土木)1-5B.にて専門技術者の選出について、資格要件を満たす専門技術者は下請業者でもよろしいでしょうか。			可とします。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp